

ご遺族のための

# おくやみ手続きの ご案内



愛川町



## ご遺族様へ

このたびのご親族のご訃報に接し、謹んで哀悼の意を表するとともにお悔やみ申し上げます。

ご遺族様におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や届出の手続きが生じてくるかと存じます。

このため、町では、それらを少しでもわかりやすくご案内するため、『おくやみ手続きのご案内』を作成しましたので、ご活用ください。  
故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。



愛川町長



# 目 次

1. 町役場での手続き	
(1) 住民異動・国民健康保険	1
(2) 後期高齢者医療制度・年金・介護保険	2
(3) 障がい福祉	3
(4) 子ども	4~5
(5) 税金	5~6
(6) 愛川聖苑・森林・農地	6
(7) 水道・下水道・し尿浄化槽・犬	7
(8) ごみ・町営住宅・災害・生活保護	8
2. 町役場以外での手続き	
(1) 国・県など公的機関	9~10
(2) その他	11
3. 委任状のご案内（委任状・委任状記載例）	12
4. 愛川町役場庁舎案内図	13~14

## 1. 町役場での手続き

### ご家族が亡くなられたことに伴う届出手続きが必要なもの

お亡くなりになられた方が、下表の「届出手続きが必要となる方」に該当する場合には、お客さま確認欄に☑チェックし、必要なものをご用意いただくようお願いします。

印鑑をお持ちいただくときは、スタンプ印ではなく朱肉を必要とする印鑑をご用意ください。

また、「届出(申請)手続きができる方」ではなく、代理人がご来庁される場合には、委任状をご用意いただくようお願いします。

※代理人では、手続きできないものもありますので、ご了承ください。

	届出手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出(申請)手続きができる方	届出(申請)手続き期間・期限	届出(申請)手続きに必要なもの(ご用意いただくもの)	届出(申請)手続き窓口(問い合わせ先)	お客さま確認 ☑
住民異動	世帯主の方 ※3人以上の世帯で世帯主が亡くなられた方	世帯主の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方(同一世帯でない場合は委任状が必要) ・関係者(成年後見人など)	14日以内	□届出手手続きされる方の本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど) ※亡くなられた方と同一世帯以外の方が手続きに来られる場合は、委任状が必要です。	住民課 住民窓口班 046-285-6936	
	印鑑登録証をお持ちの方	印鑑登録証の返納	返納のみのため、どなたでも構いません	速やかに	□亡くなられた方の印鑑登録証(カード)		
国民健康保険	保険加入されている方	被保険者証などの返納	返納のみのため、どなたでも構いません	速やかに	□亡くなられた方の被保険者証 下記の3点もお持ちの方は、一緒に返納してください。 ☆限度額適用・標準負担額減額認定証 ☆限度額適用認定証 ☆特定疾病療養受療証	国保年金課 国民年金班 046-285-6931	
		葬祭費の支給申請	喪主の方	葬祭を行った日の翌日から2年以内	□葬儀費用の領収書または会葬礼状 (死亡者氏名・葬祭日・喪主氏名のわかるもの) □喪主の方の印鑑と振込先口座のわかるもの		

	届出手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出(申請)手続きができる方	届出(申請)手続き期間・期限	届出(申請)手続きに必要なもの(ご用意いただくもの)	届出(申請)手続き窓口(問い合わせ先)	お客さま確認 <input checked="" type="checkbox"/>	
後期高齢者医療制度	保険加入されている方 (75歳以上の方)	被保険者証などの返納	返納のみのため、どなたでも構いません	速やかに	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証 下記の3点もお持ちの方は、一緒に返納してください。 ☆限度額適用・標準負担額減額認定証 ☆限度額適用認定証 ☆特定疾病療養受療証	国保年金課 国民年金班 046-285-6931		
		葬祭費の支給申請	喪主の方	葬祭を行った日の翌日から2年以内	<input type="checkbox"/> 葬儀費用の領収書または会葬礼状 (死亡者氏名・葬祭日・喪主氏名のわかるもの) <input type="checkbox"/> 喪主の方の印鑑と振込先口座のわかるもの			
年金	年金を受給している方、または国民年金・厚生年金に加入されている方	☆受給・加入状況により、手続きが異なります。必要な書類をご用意いただく前に、必ず町国保年金課、もしくは厚木年金事務所に手続き・必要書類をご確認いただいたうえご準備をお願いします。					厚木年金事務所 046-223-7171  ※音声ガイダンスが流れたら①を、次のガイダンスが流れたら②をプッシュしてください	
	共済年金に加入されている方	☆死亡届のほか、死亡一時金などの届出手続きが必要となることがあります。共済年金に加入されている方は、加入している共済組合へ、届出手続き内容とその申請者、届出期間、必要なものなど事前にご確認ください。					加入している共済組合にご連絡ください	
介護保険	65歳以上の方、または40歳以上65歳未満の介護認定を受けている方	被保険者証などの返納	返納のみのため、どなたでも構いません	速やかに	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の被保険者証 下記の2点もお持ちの方は、一緒に返納してください。 ☆負担限度額認定証 ☆介護保険負担割合証	高齢介護課 介護保険班 046-285-6938		
	介護認定申請中の方	介護認定申請の取り下げ	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	※ありません			
	☆その他、紙おむつ等購入費助成や高額介護サービス費を受給中の方は手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。							

	届出手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出(申請)手続きができる方	届出(申請)手続き期間・期限	届出(申請)手続きに必要なもの(ご用意いただくもの)	届出(申請)手続き窓口(問い合わせ先)	お客さま確認 <input checked="" type="checkbox"/>
障がい福祉	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方	各種手帳の返納	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	□亡くなられた方の各種手帳 □届出手手続きされる方の印鑑	福祉支援課 障害福祉班 046-285-6928	
	自立支援医療(精神通院・更生医療)受給者証をお持ちの方	受給者証の返納	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	□亡くなられた方の自立支援医療受給者証 □届出手手続きされる方の印鑑		
	(障) 医療証をお持ちの方	医療証の返納	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	□亡くなられた方の (障) 医療証 □届出手手続きされる方の印鑑		
	福祉タクシー・自動車燃料券をお持ちの方	福祉タクシー・自動車燃料券の返却	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	□亡くなられた方の福祉タクシー・自動車燃料券		
	愛川町在宅障害者福祉手当を受給されている方	・手当受給喪失届 ・口座振込変更届	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	□届出手手続きされる方の印鑑 ※支給年度の7月1日以降に死亡し、請求する場合は、下記の2点もお持ちください。 ☆相続人の方の振込先口座のわかるもの ☆届出手手続きされる方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)		
	心身障害者扶養共済制度 (1)加入者の方 (2)障がいのある方 (3)年金を受給されている方	(1)年金の支給請求 (2)弔慰金の支給請求 (3)年金受給権者死亡届	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	□届出手手続きされる方の印鑑 □加入証書 □口数追加証書 □加入者や障がいのある方の住民票の写し・除票 ※(1)の年金の支給請求をする場合は、下記のももお持ちください。 ☆加入者の死亡診断書の写し及び死亡診断書の原本証明書		
	特別障害者手当等を受給されている方	・死亡届 ・未支払手当の請求	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	□届出手手続きされる方の印鑑 ※未支払手当を請求する場合は、下記の2点もお持ちください。また、手当受取には相続人の順番があります。 ☆相続人の方の振込先口座のわかるもの ☆届出手手続きされる方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)		
	神奈川県在宅重度障害者等手当	・神奈川県在宅重度障害者等手当認定申請事項変更(受給事由消滅)届出書	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	□届出手手続きされる方の印鑑		

	届出手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出(申請)手続きができる方	届出(申請)手続き期間・期限	届出(申請)手続きに必要なもの(ご用意いただくもの)	届出(申請)手続き窓口(問い合わせ先)	お客さま確認 <input checked="" type="checkbox"/>
子ども	(1)児童手当を受給されている方(養育者) (2)児童手当の受給対象児童の方または受給要件児童の方(18歳以下の子)	(1) ・手当受給消滅届 ・未支払手当の請求 ・新規の認定請求 (2) ・額改定(減額)届または資格喪失届	(1)亡くなられた方と同一世帯の方、親族の方 (2)児童手当受給者(養育者) ※上記の方以外(代理人)は、手続きできません	速やかに	□届出手続きされる方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど) ※未支払手当を請求する場合は、下記のものもお持ちください。 □児童の印鑑、児童名義の振込先口座のわかるもの ※新規の認定請求の場合は、下記のものもお持ちください。 ☆新受給者の健康保険証 ☆新受給者の振込先口座のわかるもの ☆新受給者のマイナンバーがわかるもの	子育て支援課 子ども福祉班 046-285-6932  ※状況により手続きや必要書類が変わることがありますので、事前に問い合わせください。	
	(1)児童扶養手当を受給されている方(養育者) (2)児童扶養手当の受給対象児童の方または受給要件児童の方(18歳以下の子)	(1) ・手当受給消滅届 ・未支払手当の請求 (2) ・額改定(減額)届または資格喪失届	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ※上記の方以外(代理人)は、手続きできません	速やかに	□児童扶養手当証書 □戸籍謄本 ※(1)の手続きの場合は、下記のものもお持ちください。 ☆児童名義の振込先口座のわかるもの		
	(1)特別児童扶養手当を受給されている方(養育者) (2)特別児童扶養手当の受給対象児童の方または受給要件児童の方(20歳以下の子)	(1) ・手当受給消滅届 ・未支払手当の請求 (2) ・額改定(減額)届または資格喪失届	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ※上記の方以外(代理人)は、手続きできません	速やかに	□特別児童扶養手当証書 □戸籍謄本 ※(1)の手続きの場合は、下記のものもお持ちください。 ☆児童名義の振込先口座のわかるもの		
	小児医療助成を受けている児童	・資格喪失届 ・小児医療証の返納	返納のみのため、どなたでも構いません	速やかに	□亡くなられた方の小児医療証		
	小児医療助成を受けている児童の養育者	小児医療証の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ※上記の方以外(代理人)は、手続きできません	速やかに	□小児医療証		

	届出手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出(申請)手続きができる方	届出(申請)手続き期間・期限	届出(申請)手続きに必要なもの(ご用意いただくもの)	届出(申請)手続き窓口(問い合わせ先)	お客さま確認 □
子ども	ひとり親家庭等医療助成を受けている児童(高校生以下の子)	・資格喪失届 ・ひとり親家庭等医療証の返納	返納のみのため、どなたでも構いません	速やかに	<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療証 ( <u>親</u> 福祉医療証 )	子育て支援課 子ども福祉班 子ども保育班 046-285-6932  ※状況により手続きや必要書類が変わることがありますので、事前にお問い合わせください。	
	ひとり親家庭等医療助成を受けている児童の養育者	ひとり親家庭等医療証の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ※上記の方以外(代理人)は、手続きできません	速やかに	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療証 ( <u>親</u> 福祉医療証 ) ※事前にお問合せください。		
	認可保育所、小規模保育施設、認定こども園等の入所児童またはその保護者	・入所児童は退所届 ・入所児童の保護者は、保護者の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ・新保護者 ※上記の方以外(代理人)は、手続きできません	速やかに	※通われている保育所などにお問い合わせください。		
税金	町県民税を納付されている方	納税通知書などの送付先の指定	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	<input type="checkbox"/> 届出手続きをされる方の印鑑または届出者の身分証明書	税務課 市民税班 046-285-6915	
	原動機付自転車など(125cc以下)を所有している方	(1)廃車 (2)所有者の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	(1)廃車する場合は、下記の4点をお持ちください。 <input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 相続人が確認できるもの <input type="checkbox"/> 届出者の身分証明書 (2)所有者の変更をする場合は、下記の3点をお持ちください。 <input type="checkbox"/> 相続人が確認できるもの <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 届出者の身分証明書		
	軽自動車などを所有している方	☆車種によって、名義変更または廃車の手続き、届出場所が次のとおり異なります。 ・普通自動車・二輪の軽自動車(125ccを超える250cc以下の二輪車)・二輪の小型自動車(250ccを超える二輪車)…関東運輸局神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所 050-5540-2037 ・軽三輪自動車、軽四輪自動車…軽自動車検査協会 神奈川事務所 相模支所 050-3816-3120					
	口座振替で町税・国民健康保険税を納付されている方	納付方法の変更 (納付書支払・口座変更)	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	※今後の納付方法について、納付書でのご納付を希望するのか、引き続き口座振替を希望するのかにより、必要なものが異なりますので、お問い合わせください。	税務課 収納班 046-285-6917	

	届出手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出(申請)手続きができる方	届出(申請)手続き期間・期限	届出(申請)手続きに必要なもの(ご用意いただくもの)	届出(申請)手続き窓口(問い合わせ先)	お客さま確認 <input checked="" type="checkbox"/>
税金	固定資産(家屋や土地)を所有している方	納税通知書などの送付先の指定	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	資産の所有状況などにより手続きが異なりますので、一度窓口へお越しください。	税務課 資産税班 046-285-6916	
	未登記の家屋を所有している方	名義人の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	新所有者決定後 速やかに	資産の所有状況などにより手続きが異なりますので、一度窓口へお越しください。		
	国税・県税納税義務者	☆国税は厚木税務署046-221-3261(代表)へ、県税は厚木県税事務所046-224-1111(代表)へ届出手続き、届出期間、必要なものなど事前にお問い合わせください。					
愛川聖苑	「火葬炉等使用承認申請書」の申請者で愛川町に住民票があり、町民税非課税の方	火葬炉使用料の還付申請	・「愛川聖苑火葬炉等使用承認申請書」の申請者で愛川町に住民票があり、町民税非課税の方	火葬の日から1カ月以内	<input type="checkbox"/> 愛川聖苑施設使用料の領収書 <input type="checkbox"/> 申請者の印鑑 <input type="checkbox"/> 還付振込先の口座番号のわかる通帳など	住民課 住民窓口班 046-285-6936	
森林	森林を所有している方	所有者の変更	・新所有者	所有者移転権利取得後90日以内	<input type="checkbox"/> 登記記載事項全部事項証明書 (被相続人から相続人に所有権移転登記が完了した変更後のもの)または、遺産分割協議書の写し <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面	農政課 農政班 046-285-6952	
農地	農地を所有している方	農地法に基づく新所有者の届出	・新所有者	所有者移転権利取得後 速やかに	<input type="checkbox"/> 登記記載事項全部事項証明書 (被相続人から相続人に所有権移転登記が完了した変更後のもの)または、遺産分割協議書の写し ※相続人以外の方が手続きに来られる場合は、委任状が必要です。	農業委員会 046-285-6953	

	届出手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出(申請)手続きができる方	届出(申請)手続き期間・期限	届出(申請)手続きに必要なもの(ご用意いただくもの)	届出(申請)手続き窓口(問い合わせ先)	お客さま確認 <input checked="" type="checkbox"/>
水道	町営水道の使用者名義の方	給水装置使用者の変更	・親族の方	速やかに	※ありません	水道事業所 046-285-6965  ※県営水道をご利用の方は、神奈川県厚木合同庁舎046-224-1111(代表)へお問い合わせください。	
	町営水道の給水装置名義の方	給水装置所有者の変更	・親族の方	新所有者決定後 速やかに	<input type="checkbox"/> 新所有者の印鑑 <input type="checkbox"/> 同一世帯でない場合は戸籍謄本など、続柄がわかる書類		
下水道	自家水(地下水など)の使用名義の方	使用者の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・新使用者	新使用者決定後 速やかに	<input type="checkbox"/> 新使用者の印鑑 ※新使用者の自署による届出の場合は不要	下水道課 業務班 046-285-6946	
	下水道事業受益者負担金が現在も徴収猶予されている土地を所有している方	受益者の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・新受益者(相続人の方) ・親族の方	新受益者決定後 速やかに	<input type="checkbox"/> 新受益者の印鑑 ※新受益者の自署による届出の場合は不要		
し尿・浄化槽	し尿、浄化槽にかかる汚泥などの処理を町に依頼している方	し尿収集手数料納付義務者の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・新納付義務者	速やかに	※詳しくは、お問い合わせください。 (利用者数の変更などの手続きがあります。)	環境課 衛生プラント 046-286-2841	
犬	犬を飼っている方	所有者の変更	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・新所有者	速やかに	※ありません	環境課 環境対策班 046-285-6947	

	届出手続きが必要となる方	届出手続き内容	届出(申請)手続きができる方	届出(申請)手続き期間・期限	届出(申請)手続きに必要なもの(ご用意いただくもの)	届出(申請)手続き窓口(問い合わせ先)	お客さま確認 <input checked="" type="checkbox"/>
ごみ	ごみの処理(持込)	ごみの持ち込み	・持ち込みされる方	ありません	□持ち込みされる方の本人確認書類 (運転免許証など) ※持ち込みされる方が亡くなられた方と同居でない場合は、下記のものもお持ちください。 ☆亡くなられた方名義の公共料金の領収書など (ごみが発生した住所が確認できるもの)	環境課 美化プラン 046-281-2258	
	ふれあい戸別収集を利用している方	利用中止の連絡	・親族の方 ・関係者(亡くなられた方の介護に携わっていた方など)	速やかに	※ありません。 貸与している回収BOXは、町で回収するため、玄関先などわかりやすい場所に置いてください。	環境課 廃棄物対策班 046-285-6947	
町営住宅	町営住宅に入居されている方	・入居者異動届 (名義人または同居者が亡くなられた場合) ・退去手続き、承継承認申請(名義人が亡くなられた場合)	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・相続人の方 ※上記の方以外(代理人)は、手続きできません	速やかに	※詳しくは、お問い合わせください。	都市施設課 建築・公園緑地班 046-285-6939	
災害	交通事故や自然災害、火災などの被害に遭われた方	災害見舞金の支給申請	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方 ※上記の方以外(代理人)は、手続きできません	災害の あつた日 から 1年以内	□申請される方の印鑑 □事故証明書など ※内容によっては、支給されない場合があります。 詳しくは、お問い合わせください。	住民課 交通防犯班 046-285-6937	
生活保護	生活保護費を受給されている世帯	変更または廃止	・亡くなられた方と同一世帯の方 ・親族の方	速やかに	※直接、神奈川県厚木保健福祉事務所046-224-1111(代表)にお問い合わせください。		

## 2. 町役場以外での手続き

### ご家族が亡くなられたことに伴う届出手続きが必要と思われるもの

該当項目のある場合には、事前に届出手続き方法や必要な書類など各項目の右記お問い合わせ先にてご確認ください。

#### 【必要な証明書類】

- (1) 手続きに必要な書類の中には、町役場で発行できるもの「戸籍・除籍・改製原戸籍の謄本、住民票、印鑑登録証明書、税に関する各種証明書」などもあるため、該当項目別にお問い合わせのうえ、町役場にお越しになると手続きが早く進みます。
- (2) 「戸籍・除籍・改製原戸籍の謄本、住民票や印鑑登録証明書、税の各種証明書」などの発行に際しましては、各必要部数もご確認ください。
- (3) 各種謄本や各種証明書の発行には、所定の手数料がかかります。

	亡くなられた方 (届出手続きを必要となる方)	主な手続き	届出または手続き窓口 (問合せ先)
国・県など公的機関	普通自動車 二輪の軽自動車(125ccを超える250cc以下の二輪車) 二輪の小型自動車(250ccを超える二輪車)を所有している方	名義変更、廃車の手続きなど	▽関東運輸局神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 愛川町中津7181 050-5540-2037
	軽三輪自動車、軽四輪自動車を所有している方	名義変更、廃車の手続きなど	▽軽自動車検査協会 神奈川事務所 相模支所 愛川町中津4071-5 050-3816-3120
	自動車税・不動産取得税などの県税を納付されている方	相続人代表者、納税管理人の指定届	▽神奈川県厚木県税事務所 厚木市水引2-3-1 046-224-1111(代表)
	所得税・相続税などの国税を納付されている方 (納税額または算出税額の出る方)	相続を知った日から4か月以内に所得税の準確定申告、10か月以内に相続税申告とその納税	▽厚木税務署 厚木市水引1-10-7 046-221-3261(代表)
	恩給を受給されている方	総務省恩給相談窓口 03-5273-1400 へ直接お問い合わせください。	

	亡くなられた方 (届出手続きが必要となる方)	主な手続き	届出または手続き窓口 (問合せ先)
国 県 など 公的 機 関	県営水道を使用している方	料金の精算、名義変更、利用廃止の手続きなど	▽神奈川県企業庁厚木水道営業所 厚木市水引2-3-1 046-224-1111(代表)
	雇用保険(失業保険)に加入している方	亡くなった前日までの失業等給付を請求できることがあります。	▽ハローワーク厚木(公共職業安定所) 厚木市寿町3-7-10 046-296-8609
	不動産の相続移転登記が必要な方	土地・家屋などの相続に伴い遺言書、遺産分割協議書や法定相続分のいずれかで、相続移転登記を行うものです。 ※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、違反した場合には、10万円以下の過料が科されることがあります。また、国庫への帰属制度等も制定されておりますので、ご活用ください。	▽横浜地方法務局厚木支局 厚木市寿町3-5-1 046-224-3163(代表)
	運転免許証をお持ちの方	返納の手続き	▽厚木警察署 厚木市水引1-11-10 046-223-0110(代表)
	パスポートをお持ちの方	返納の手続き	▽神奈川県パスポートセンター 県央支所 厚木市中町1-5-10 イオン厚木店7階 045-222-0022(電話案内センター)
	特定(難病)疾患の医療証をお持ちの方	返納の手続き	▽神奈川県厚木保健福祉事務所 保健予防課 厚木市水引2-3-1 046-224-1111(代表)
	県営住宅に入居されている方	名義変更、退去の手続きなど	▽神奈川県住宅営繕事務所 045-311-8105
	在留カードをお持ちの方	返納の手続き	▽出入国在留管理庁 外国人在留総合インフォメーションセンター 0570-013904
	外国籍の方が死亡された場合の本国への手続き	死亡された方の国の大蔵館・領事館にお問い合わせください。	

	亡くなられた方 (届出手続きが必要となる方)	主な手続き	届出または手続き窓口 (問合せ先)
その他	社会保険(健康保険)に加入している方	勤務先などの健康保険担当者へお問い合わせください。	
	電気・ガス・電話などの契約名義人になっている方	料金の精算、名義変更、解約の手続きなど	各契約会社
	NHK受信料の契約名義人になっている方	名義変更、解約の手続きなど	▽NHKふれあいセンター 0120-151515
	生命保険に加入している方	死亡保険金、入院給付金請求の手続きなど	加入している保険会社
	損害保険に加入している方	名義変更、解約、保険金請求の手続きなど	加入している損害保険会社
	預貯金口座をお持ちの方	口座の閉鎖、解約の手続きなど	各金融機関
	クレジットカードをお持ちの方	解約の手続きなど	各カード契約会社
	株式や会員権など有価証券をお持ちの方	名義変更、解約の手続きなど	各契約会社
	リース・レンタルサービスを利用されている方	名義変更、解約の手続きなど	各契約会社
	新聞、定期購読雑誌などを購入していた方	名義変更、解約の手続きなど	各契約会社
	会員証、利用者カードをお持ちの方	返納、脱退の手続きなど	発行している会社・団体

### 3. 委任状のご案内

#### 【代理人が届出手続きされる際に必要となるもの】

ご家族が亡くなられたことに伴い、健康保険、年金未受給請求、各種振込・振替口座変更などの手続き、あるいは戸籍・住民票や町税に係る証明書の請求に際して、届出の手続きを代理人の方が行われる場合には、委任状が必要となります。

#### 掲載している委任状の様式

- ☆ 掲載している委任状は、ご家族が亡くなられたことに伴い、町役場での手続き用に作成したものです。
- ☆ 委任状は任意の書式でも良いのですが、町役場以外での手続きを代理人が行う場合には、9頁から11頁の届出または手続き窓口の問合せ先あるいはそのホームページをご参照ください。

#### 委任状を作成する前に必ずお読みください。

- ☆ 必ず委任者(頼む方)が、次ページの委任状の「委任者の欄」、「代理人の欄」、「委任事項の欄」を自署(記名の場合は氏名欄に押印)され、その原本をご提出してください。
- ☆ 委任行為、委任事項について、委任者へご連絡させていただく場合がありますので、日中にご連絡可能な電話番号をご記入ください。
- ☆ 委任状の作成日から遅くとも3か月内に、各種手続きへお越しください。

死亡に関する手続き用

委任状

(宛先) 愛川町長

令和 年 月 日作成

委任者（頼む方）

住所

氏名

（生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 月 日生）

連絡先電話番号

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）

住所

氏名

委任事項（委任する事項に☑を付してください。）

亡 \_\_\_\_\_ の死亡に伴う住民異動手続き（世帯主変更等）の届出申請に関する権限

亡 \_\_\_\_\_ の死亡に伴う相続手続きに必要となる戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本及び住民票（除票）の交付申請及び受領に関する権限

亡 \_\_\_\_\_ の死亡に伴う税務に関する各種証明書の交付申請及び受領に関する権限（ 固定資産税、住民税、軽自動車税 <種別割> ）

亡 \_\_\_\_\_ の死亡に伴う愛川町役場への届出申請に関する一切の権限

その他 \_\_\_\_\_

## 【記載例】

### 死亡に関する手続き用

## 委任状

(宛先) 愛川町長

令和〇〇年△月□日作成

委任者（頼む方）

住所 神奈川県愛甲郡愛川町角田 251 番地の1

署名または記名押印

氏名 愛川 次郎  
(生年月日 大正・昭和・平成・令和 年 ×× 月 ×× 日生)

連絡先電話番号 090 — 1234 — 5678

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）

住所 厚木市中町 3 丁目 17 番 17 号 厚木ハイム101号室

氏名 厚木一郎

委任事項（委任する事項に□を付してください。）

亡 愛川太郎 の死亡に伴う住民異動手続き（世帯主変更等）の届出申請に関する権限

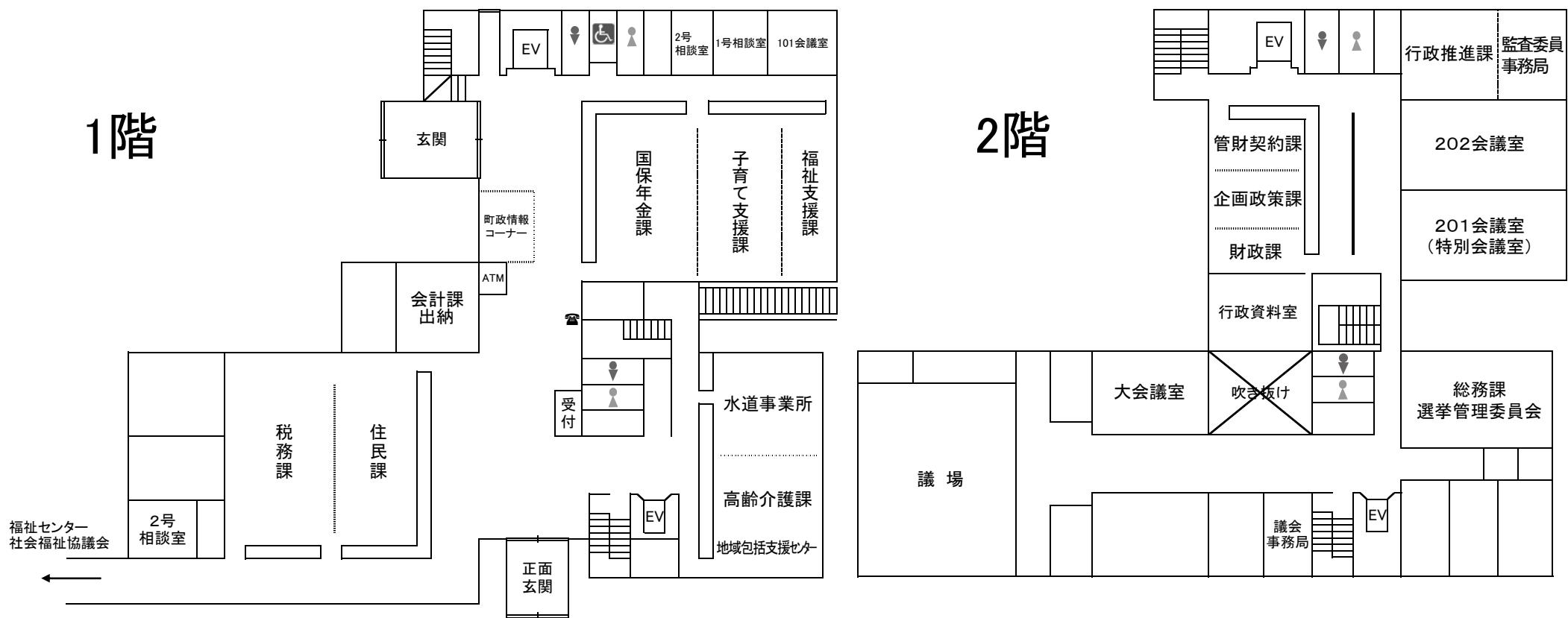
亡 愛川太郎 の死亡に伴う相続手続きに必要となる戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本及び住民票（除票）の交付申請及び受領に関する権限

亡 の死亡に伴う税務に関する各種証明書の交付申請及び受領に関する権限（ 固定資産税、住民税、軽自動車税 <種別割> ）

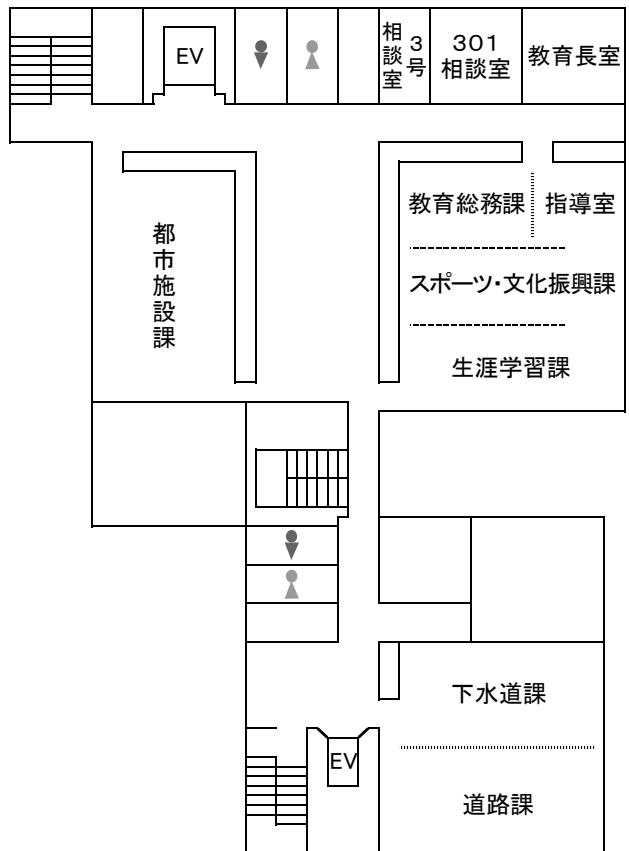
亡 の死亡に伴う愛川町役場への届出申請に関する一切の権限

その他

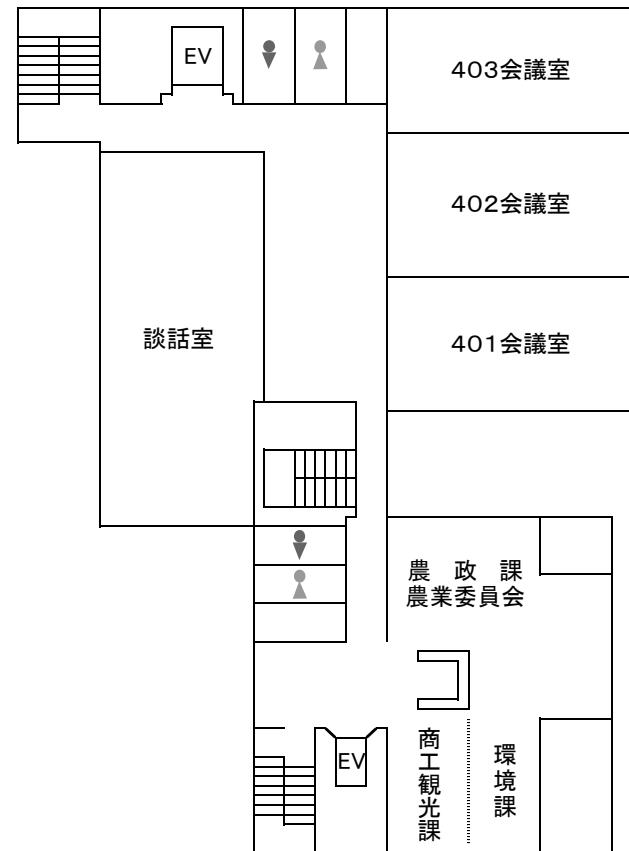
#### 4. 愛川町役場庁舎案内図



3階



4階





## 愛川町民生部住民課

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田 251 番地 1  
電話 046-285-2111 (代表)

発行：令和5年8月